

国による谷間世代への救済措置を求めるとともに、  
修習給付金の増額を求める会長声明

- 1 当会は、これまで、2017年（平成29年）7月10日、2019年（平成31年）1月31日及び同年7月1日の三度にわたり、修習期間中に給与の支給も修習給付金の支給も受けられなかったいわゆる谷間世代（司法修習期新第65期から第70期まで）に対する国の救済措置を求める声明を発出した。

しかし、国は、現在にいたるまで、谷間世代に対する救済措置を何らとっていない。

- 2 司法修習制度は、1947年（昭和22年）に導入され、国民の基本的人権を擁護する司法の担い手となるにふさわしい質の高い法曹を養成するために、国の責務として行われてきたものである。それゆえ、司法修習生に対しては、修習専念義務が課せられる一方で、国は、司法修習生に対し、国家公務員に準じた給与を支払ってきたのである。

谷間世代であっても司法修習制度の理念は変わらないし、修習専念義務も課せられる。そうであるのに、谷間世代のみが重い経済的負担を強いられるのは不公平というほかなく、そこに合理性はまったく見出せない。

- 3 法曹養成が国の責務である以上、本来、谷間世代の救済措置は国の責任においてなされるべきである。しかし、国から何らの救済もなされていない中で、当会は、このあまりに不合理な状況を傍観することはできず、2020年（令和2年）より、谷間世代の当会の会員に対し、年間12万円の支援金を10年間にわたり交付している。

支援金の総額は3445万円（現時点での予測）にも及ぶ。当会のような小規模の弁護士会にとって、3445万円という金額は非常に大きなものであるが、谷間世代への支援は必要不可欠と判断したものである。

もっとも、当会の支援策は、本来の姿である国からの救済が行われるまでの代替的な措置にすぎず、当会の支援策があるから国からの救済が不要ということにはまったくならない。

- 4 日本弁護士連合会、各弁護士会連合会及び各弁護士会による長年にわたる地道な訴えかけもあり、現在では、多くの国会議員において、国による谷間世代への救済措置の必要性に理解を示していただいているものと承知している。そこで、今回改めて、当会は、国に対し、一刻も早い谷間世代への救済を求めるものである。

併せて、当会は、従前から、現在の司法修習生に対する修習給付金が不十分であることを指摘しており、これについても、改めて、国に対し、修習給付金の増額を求めるものである。

2023年（令和5年）3月7日

大分県弁護士会 会長 清水立茂